

特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

横浜市にふさわしい大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。現在の取組状況と今後の取組について、ご説明させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

シンポジウムにお誘いあわせの上ご参加ください。「特別市」に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

3 特別市に関する地域説明会

区連会の皆様にご協力いただき、各区で順次開催している特別市に関する地域説明会は、これまでに 11 区で開催しました。3 月までに全 18 区で開催する予定です。

<開催状況>

令和 6 年 12 月末時点

	開催日	開催区
1	8 月 28 日	泉 区
2	11 月 5 日	緑 区
3	11 月 7 日	保土ヶ谷区
4	11 月 27 日	中 区
5	12 月 4 日	神奈川区
6	12 月 9 日	港北区

	開催日	開催区
7	12 月 12 日	戸塚区
8	12 月 13 日	西 区
9	12 月 16 日	南 区
10	12 月 17 日	鶴見区
11	12 月 25 日	磯子区

- <内 容> ○「横浜市が目指す特別市とは」（説明者：山中 竹春 横浜市長）
○ 意見交換・その他

4 国に対する働きかけの状況

(1) 横浜市の取組

国の令和7年度予算編成が終盤を迎えつつある時機をとらえ、国の予算の確保等を図るため、「国の制度及び予算に関する提案・要望書」を取りまとめました。

11月21日に、古川直季 総務大臣政務官に対し、特別市の早期法制化の実現に関する要望を行いました。



(左から) 山中横浜市長、古川総務大臣政務官

(2) 指定都市市長会の取組

11月18日に、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」を開催し、同日の指定都市市長会議において、「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）」を採択しました。

11月19日に、久元 喜造 神戸市長（会長）・福田 紀彦 川崎市長（プロジェクト担当市長）から村上 誠一郎 総務大臣に「次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請」を行うとともに、提言（素案）についても説明しました。

(3) 国における動き

特別市などの大都市に関する制度等に関し、具体的な課題の整理及び対応の方策について議論を行うため、学識者などで構成される「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」が総務省に設置され、昨年12月16日に第1回の会合が開催されました。

5 「特別市」シンポジウムの開催結果

特別市の必要性や、特別市の実現による効果などについて分かりやすくお知らせするため、広く市民の皆様を対象としたシンポジウムを開催しました。

<開催概要>

日 時：令和6年11月23日（土）14時～16時

会 場：港南区民文化センター ひまわりの郷

参加人数：240人

内 容：	第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
	第2部 座談会	山中 竹春（横浜市長） 原 日出子 さん（俳優） 辻 琢也 さん（一橋大学教授）

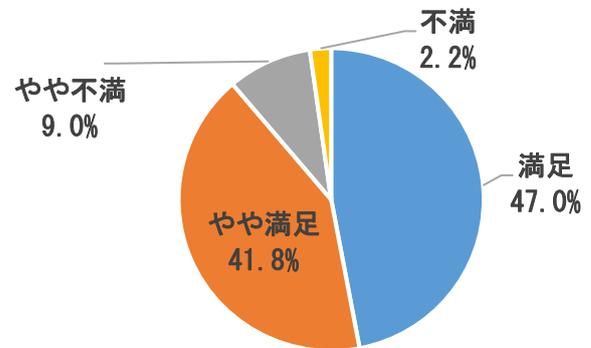
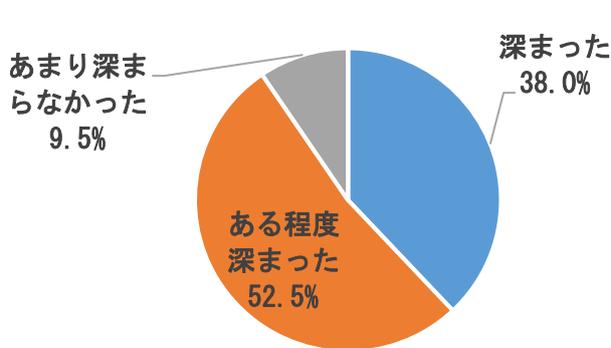
<アンケート結果>

【質問】シンポジウムに参加して、特別市制度について理解が深まりましたか。

【質問】シンポジウムについての満足度をお聞かせください。

深まった・ある程度深まった 90.5%

満足・やや満足 88.8%



<シンポジウムの様子>



基調講演



座談会

6 指定都市市長会シンポジウム

指定都市市長会との共催により、新たな大都市制度について分かりやすくお伝えするため、広く市民の皆様を対象にシンポジウムを開催します。

(1) 開催概要

日時：令和7年3月8日（土）14時開始（13時30分開場）

会場：戸塚区民文化センター さくらプラザ ホール

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) その他

今月の各区の区連会において、ご案内させていただくとともに、配送ルートにより、各単位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付させていただきます。

【シンポジウム担当】

政策経営局制度企画課 山口・鈴木

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561

Eメール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

横浜市

未来の選択

横浜の未来を考える
指定都市市長会
シンポジウム
～新たな大都市制度について～

登壇者



古川 直季氏
総務大臣政務官



山中 竹春
横浜市長



辻 琢也氏
一橋大学大学院
法学研究科教授

2025 (令和7年) 3/8 土

開始 14:00 開場 13:30

会場 戸塚区民文化センター さくらプラザ ホール
戸塚区総合庁舎内4階
(JR・横浜市営地下鉄 戸塚駅西口 徒歩約2分)

定員 300名 参加費無料 (事前申込制)

参加申込みは
こちら



お問合せ: 横浜市政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952

—主催—



—共催—



横浜の未来を考える指定都市市長会シンポジウム

～新たな大都市制度について～

登壇者プロフィール



山中 竹春

横浜市長

1972年生。早稲田大学政治経済学部卒、同大学理工学部数学科卒。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所(National Institutes of Health)研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学特命副学長・同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約(GCoM)理事(東アジア地域代表)、経済協力開発機構(OECD)チャンピオン・メイヤー。



古川 直季氏

総務大臣政務官

希望ヶ丘高校、明治大学政治経済学部卒業、同大学公共政策大学院修了。横浜銀行、議員秘書を経て1995年横浜市議員初当選(7期連続26年)、2021年衆議院議員初当選(第49回総選挙)、2024年衆議院議員当選(第50回総選挙)、2024年11月総務大臣政務官に就任(第2次石破内閣)。



辻 琢也氏

一橋大学大学院法学研究科教授

東京大学大学院博士(学術)
専門分野: 行政学・地方自治論
主な役職: 内閣府「税制調査会」委員、総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、横浜市大都市自治研究会座長、第30次・第31次地方制度調査会委員、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」アドバイザー。

お申込み方法

申込締切: 3月5日(水)

※手話・筆記通訳をご希望の方は**2月26日(水)**までにお申込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は**3月6日(木)**までに連絡します。

WEB
から

申込みフォーム →



FAX
から

045-663-6561

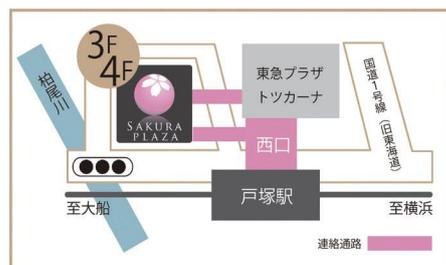
●下の「FAX申込用記入欄」にご記入の上
ご送信ください。

アクセス

戸塚区民文化センター さくらプラザ ホール
戸塚区総合庁舎内4階 (横浜市戸塚区戸塚町16番地17)

JR・横浜市営地下鉄
「戸塚駅」西口から
徒歩約2分

※シンポジウムに関しまして、
会場へのお問い合わせは
ご遠慮ください。
※ご来館の際には、できるだけ
電車・バスなど公共交通
機関をご利用ください。



FAX
申込用
記入欄

フリガナ

電話番号

氏名

メールアドレス

年代

19歳以下 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上

居住地

横浜市内()区 神奈川県内 神奈川県外

アンケート

- ①「特別市」について、知っていますか?
 名称も内容もよく知っている 名称は知っているが、内容は知らない 名称も内容も知らない
- ②「特別市」について、質問があれば自由にご記載ください。

ご希望の方のみ

車いす席 手話通訳 筆記通訳 ※手話・筆記通訳をご希望の方は**2月26日(水)**まで

※参加証はございません。※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

指定都市市長会とは

横浜市をはじめ全国20の指定都市で構成。大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ることを目的として、大都市共通の課題に関する調査・研究や、地方分権改革の推進、新たな大都市制度の創設、国の予算編成等に関する政策提言・意見表明を行っている。

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けた取組状況について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 開催に向けた各事業の進捗状況について、情報提供させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

3 報告概要（詳細は別添資料をご確認ください。）

(1) GREEN×EXPO 2027 に向けた機運醸成の取組について

- ・イベントや国際会議におけるプロモーション
- ・公共空間を活用した公共プロモーション
- ・「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催

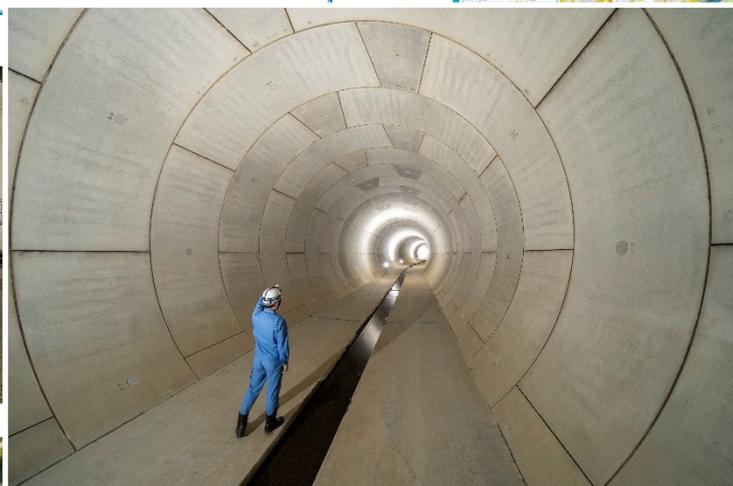
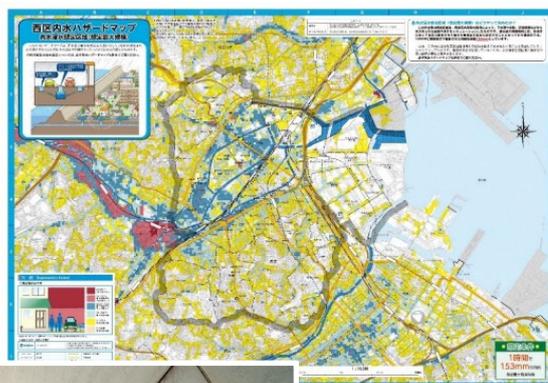
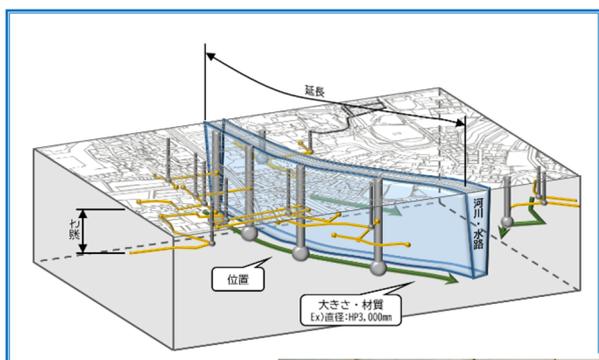
(2) GREEN×EXPO を契機とした新たなグリーン社会につなげる機運醸成の取組について

- ・ヨコハマ未来創造会議
- ・新規プロジェクト『STYLE100』

(3) 会場計画について

- ・EXPO で目指すゴール
- ・出展者等公募企業の状況
- ・イメージ図

(仮称) 横浜市下水道浸水対策プラン (素案) に関する市民意見募集



市民の皆様の意見を募集します。

意見募集期間：令和6年12月24日（火）から令和7年2月14日（金）まで

1 計画の位置づけ

浸水には、河川から溢れて発生する「外水氾濫」とまちに降った雨が河川等に排水できずに発生する「内水氾濫」があります（図1）。下水道は、まちに降った雨水（内水）を排除する役割を担っており、河川等に放流するための雨水管やポンプ場、貯留施設等の施設整備を行っています（図2）。

今回策定する（仮称）横浜市下水道浸水対策プランは、これまでの浸水対策の進捗状況や気候変動の影響を踏まえた雨に強い強靱なまちづくりを一層推進することを目的として、これからの下水道による浸水対策の目標や進め方などを定めた浸水対策のマスタープランです。

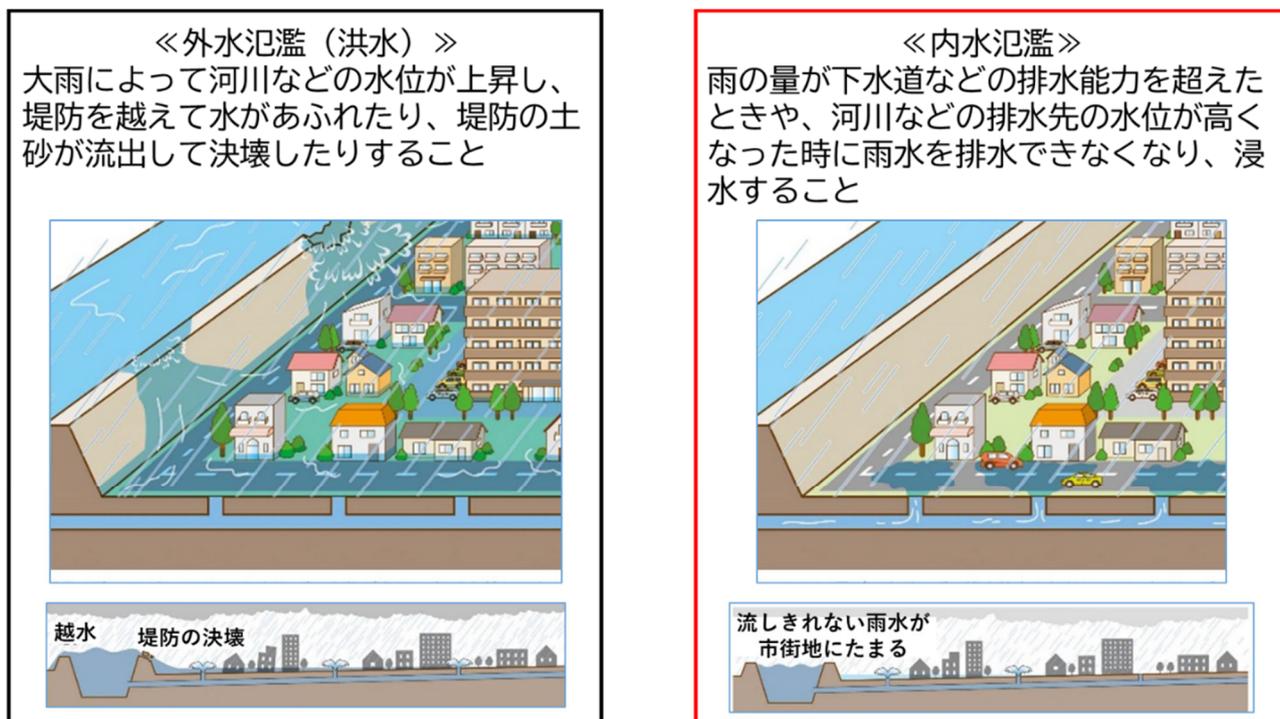


図1 浸水の種類

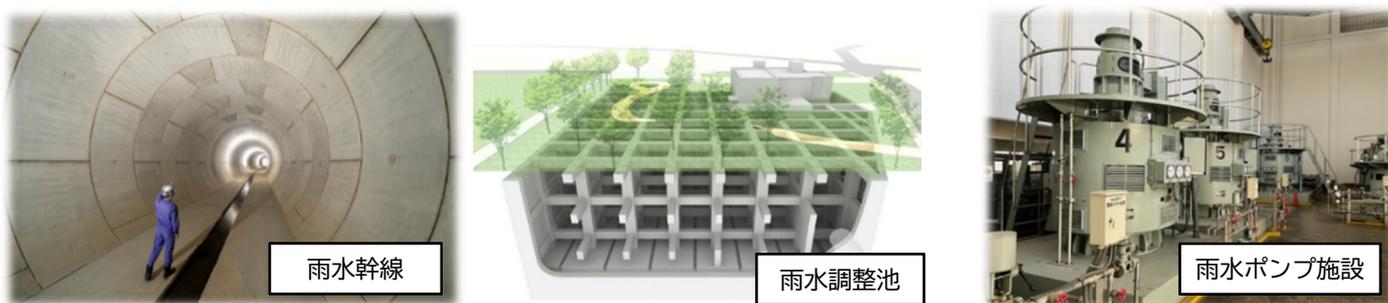


図2 目標整備水準に対する下水道施設の整備

2 浸水対策の現状と課題

これまで再度災害防止の観点で浸水が発生した地区を優先して下水道施設の整備を進めてきており、令和7年度末までに、浸水が発生した地区のうち、約9割で整備が完了する予定です（図3）。

一方で、気候変動の影響により日本全国における1時間あたり50mm以上の強い雨の発生回数は、約50年で1.5倍に増加（図4）しており、国が示す予測では、2040年ごろには本市の降雨量が現在の1.1倍に増加するとされています。

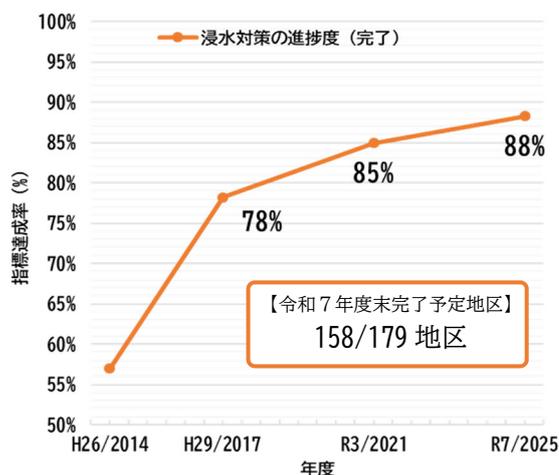


図3 浸水対策の進捗度

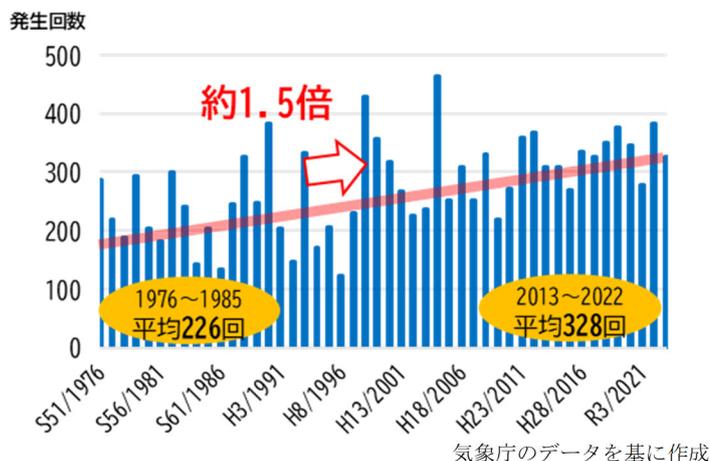


図4 全国の1時間あたり50mm以上の降雨の発生回数推移

3 これからの浸水対策の考え方

気候変動の影響により雨の降り方に変化が生じていることを踏まえ、防災・減災の観点から、新たな防災目標と新たに2つの減災目標を設定し、ハード・ソフトの両面から効率的・効果的に浸水対策を推進していきます（図5）。

防災対策	減災対策	
浸水を防ぐ目標	甚大な被害を防ぐ目標	命を守る目標
下水道からあふれさせない	下水道からあふれても 床上浸水をさせない	大きな浸水時も 安全な避難の確保
【対象降雨】 目標整備水準※を1.1倍に引上げ 5年確率：47.2mm/hr ⇒ 51.9mm/hr 10年確率：57.9mm/hr ⇒ 63.7mm/hr 30年確率：74.2mm/hr ⇒ 81.6mm/hr	【対象降雨】 1時間あたり100mm ・横浜市の既往最大降雨 ・2019年9月観測（栄区上郷）	【対象降雨】 1時間あたり153mm ・国が定める想定最大規模降雨 ・1999年、千葉県で観測
雨水幹線・雨水調整池・ ポンプ施設などの 下水道施設の整備	既存ストックの有効活用、 雨水流出抑制、ソフト対策	内水ハザードマップの 普及啓発による 自助・共助の促進

※目標整備水準：下水道施設を整備する基準となる降雨

図5 新たな目標の設定

4 防災対策

(1) 目標整備水準の見直し

気候変動の影響により降雨量が増加する予測が示されていることから、国土交通省から示されている降雨量の変化倍率（1.1倍）をもとに、これまでの目標整備水準を引き上げ、雨水幹線やポンプ場、貯留施設等の下水道施設の整備を強化していきます（図6）。

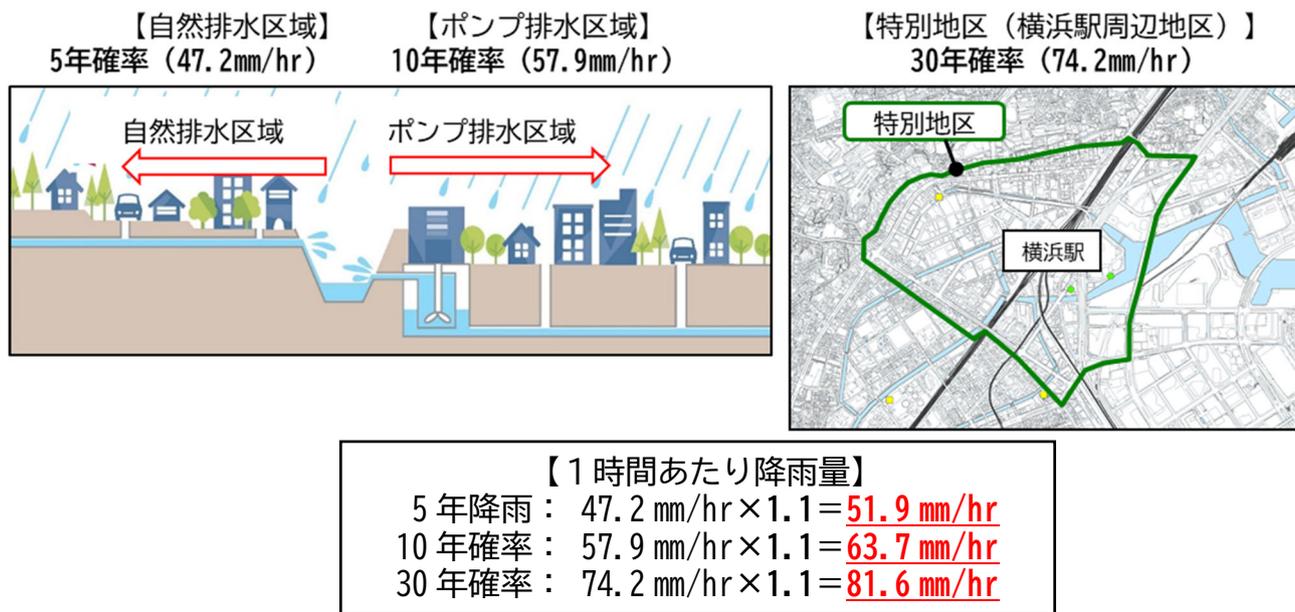


図6 気候変動を踏まえた目標整備水準

(2) 事前防災の観点による浸水対策の推進

これまでの「再度災害防止」の観点に加え、今後は「事前防災」の観点から本市特有の精緻な浸水シミュレーションを活用して浸水リスクを評価し、浸水リスクの高い地区から優先順位を定め、下水道施設整備を推進していきます（図7）。

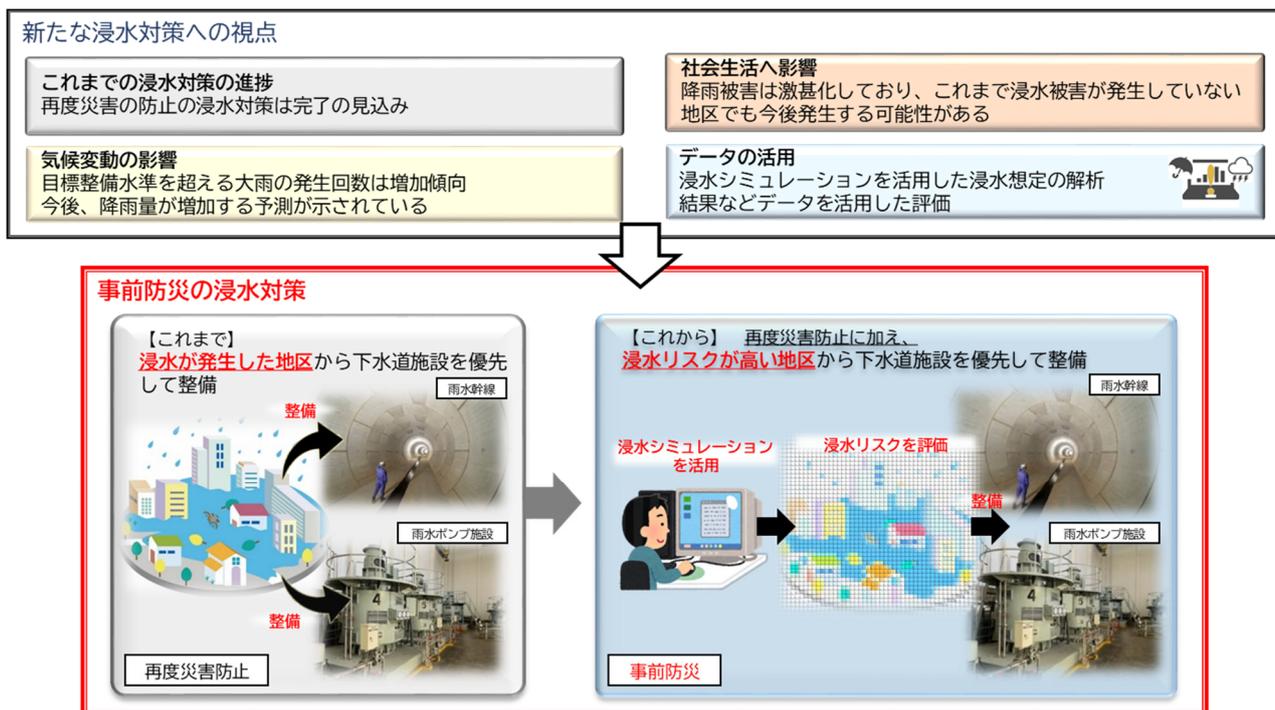


図7 事前防災の観点による浸水対策の考え方

(3) 浸水リスクの評価

浸水リスクは、雨水の流れをもとに市域を 6,122 地区に分割し、「浸水想定」と「浸水の影響度」によって評価を行います（図 8）。「浸水想定」は、浸水シミュレーションを活用して算出した浸水想定の高さや深さ、「浸水の影響度」とは、人口や資産などの分布状況に加え、浸水した際に特に影響が大きい地下街・地下施設、鉄道駅、災害時要援護者施設、防災関連施設の分布状況を使用し、マトリクスによって浸水リスクを評価します（図 9）。

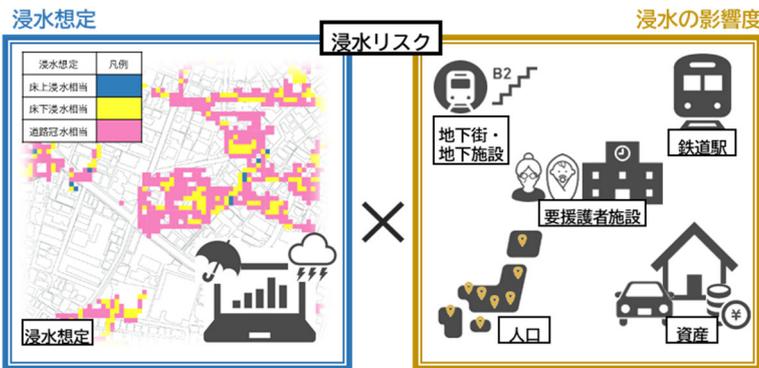


図 8 浸水リスクの評価

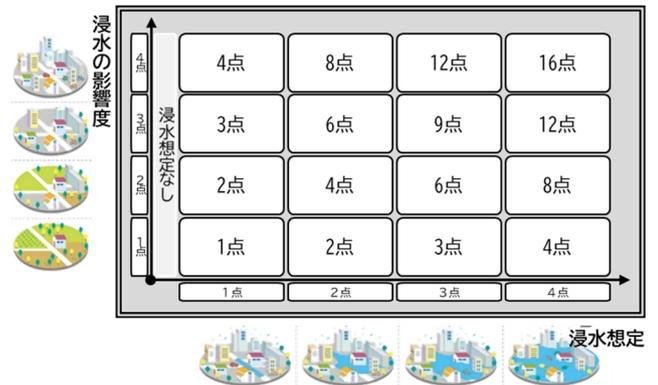


図 9 マトリクスによる浸水リスクの評価

(4) 本プランにおける整備実施地区

浸水リスク評価に基づき、浸水リスクの高い地区から下水道施設を整備していきます。本プランは概ね 20 年後を目標に、最も優先度が高い 252 地区の面整備（枝線整備）やその地区を受け持つ 16 幹線を優先して整備（図 10）し、概算事業費は約 1,600 億円の見込みです。なお、浸水対策の整備実施地区は、浸水リスク評価に基づく優先度に加え、緊急性や効率性も考慮して、本市の財政ビジョンや中期計画とも整合を図り、横浜市下水道事業中期経営計画策定ごとに選定していきます（図 11）。

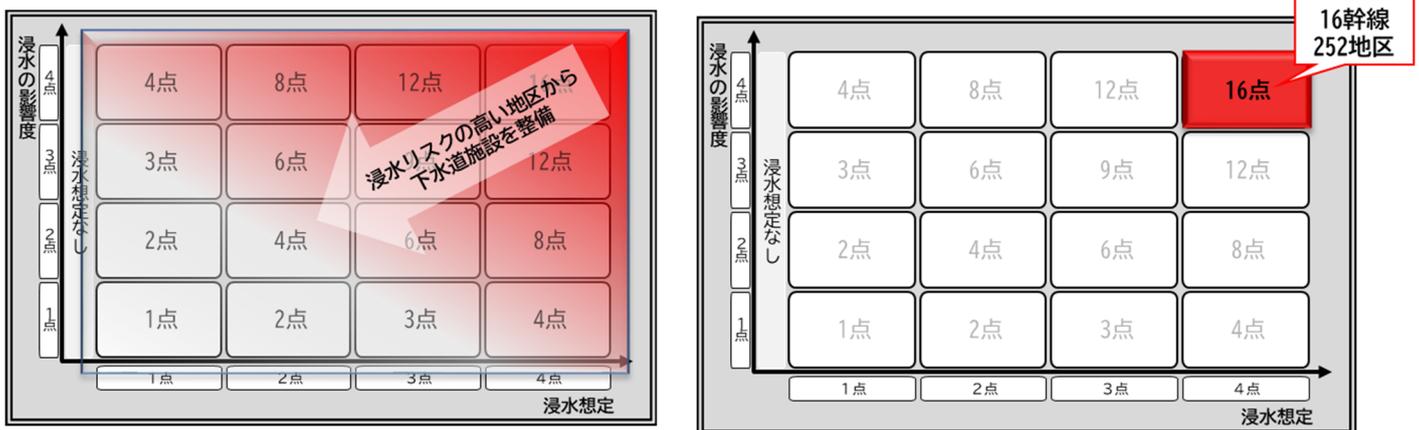


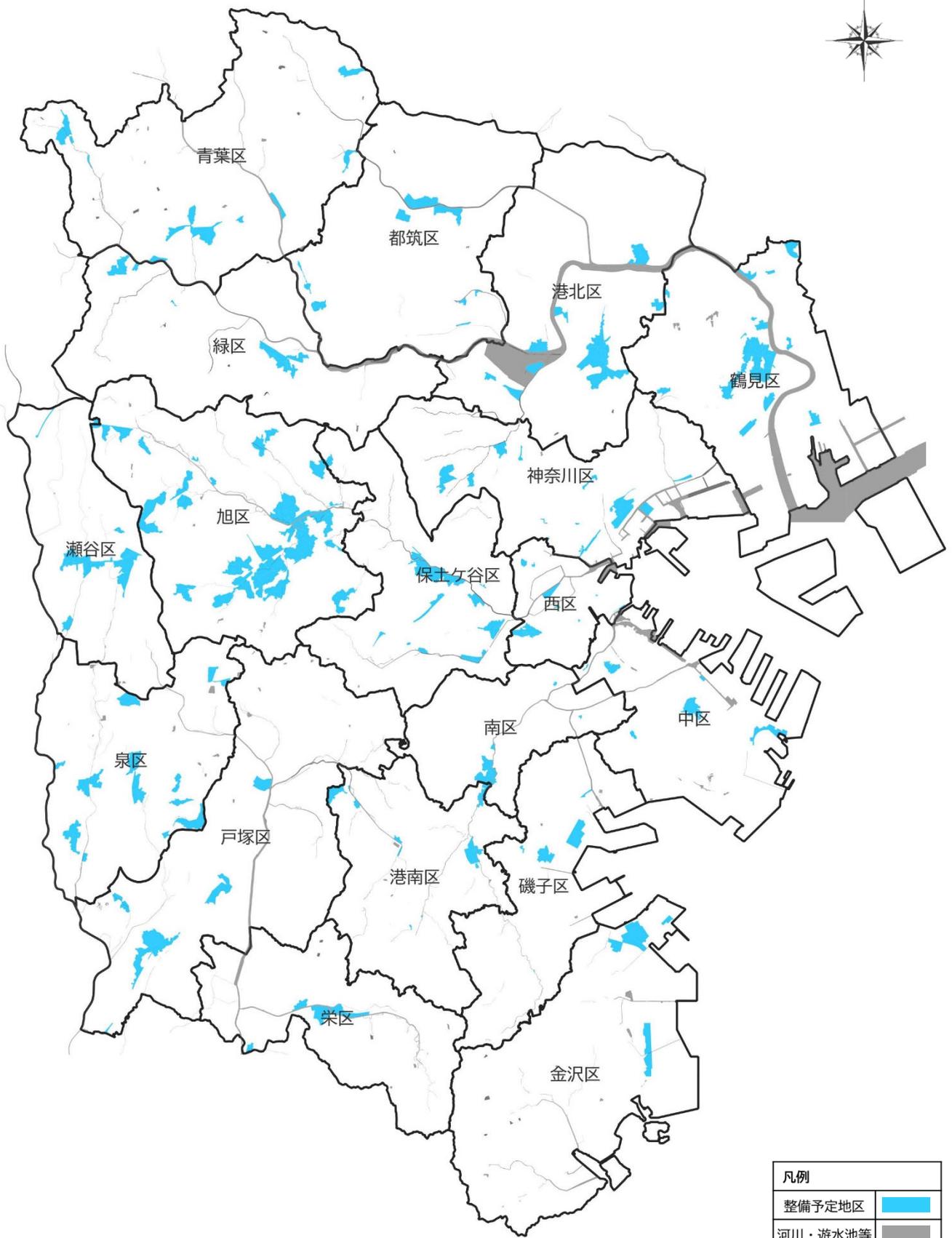
図 10 施設整備の優先度の考え方と本プランにおける整備対象地区



※緊急性：浸水の実績、浸水被害の状況、水路の老朽化 など
 ※効率性：他事業の計画、まちづくり など

図 11 整備実施地区選定の考え方

整備予定地区



凡例	
整備予定地区	
河川・遊水池等	

5 減災対策

目標整備水準を超える降雨に対して浸水被害の軽減を図るため、市民の皆様の生命・財産を守る観点から、新たに「甚大な被害を防ぐ目標」と「命を守る目標」を設定し、減災対策を進めていきます。

(1) 甚大な被害を防ぐ目標と対策（100 mm/hr・床上浸水の概ね防止）

甚大な被害を防ぐ目標は、1時間あたり100mmの降雨で床上浸水を概ね防止することとします。

この目標の達成に向けては、目標整備水準に対する施設整備が大きな効果を発揮することから、施設整備を着実に進めるとともに、施設整備を行っても床上浸水が想定される地区に対しては、既存ストックの有効活用、雨水流出抑制対策、ソフト対策を推進していきます（図12）。

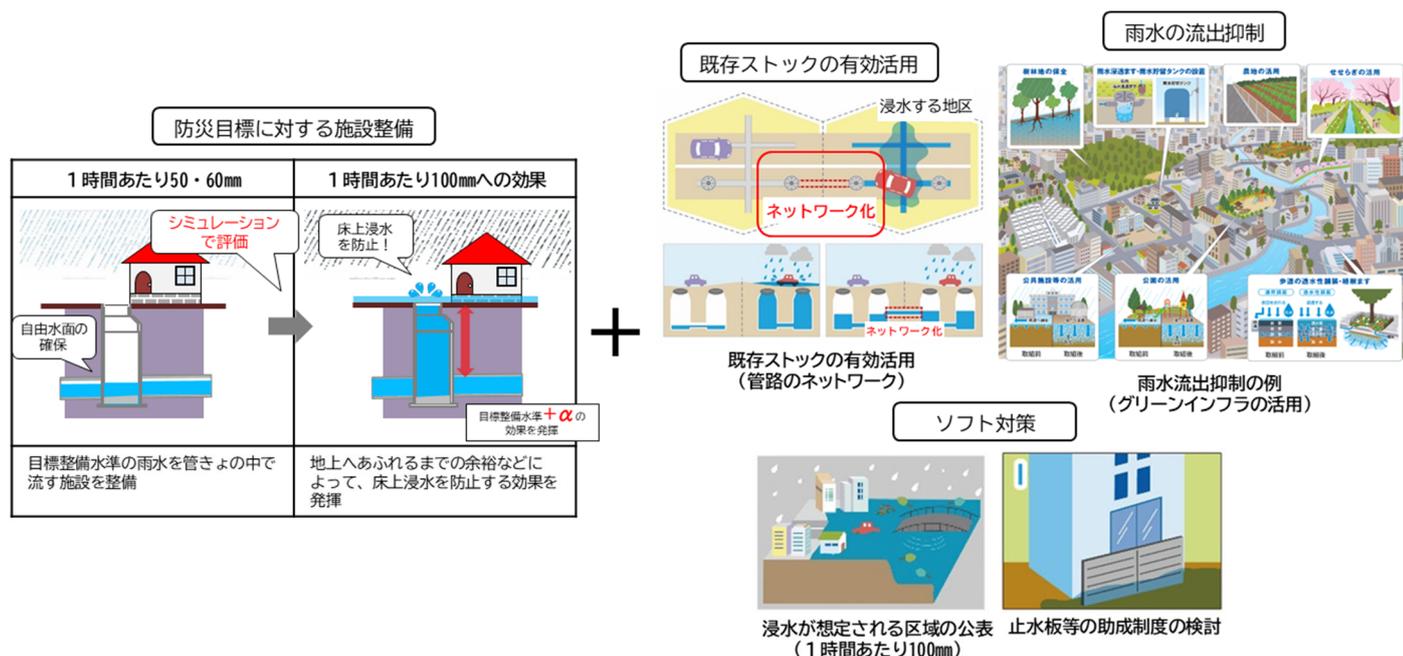


図12 甚大な被害を防ぐ目標に対する主な対策

(2) 命を守る目標と対策（153 mm/hr・安全な避難の確保）

命を守る目標は、国から示されている横浜における想定し得る最大規模[※]の降雨である1時間あたり153mmの降雨で安全な避難を確保することとします。

この目標の達成に向けては、引き続き、全戸配布されている内水ハザードマップの普及啓発など、自助・共助の促進に向けたソフト対策を推進していきます（図13）。

※「浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法」（平成27年7月 国土交通省 水管理・国土保全局）から設定

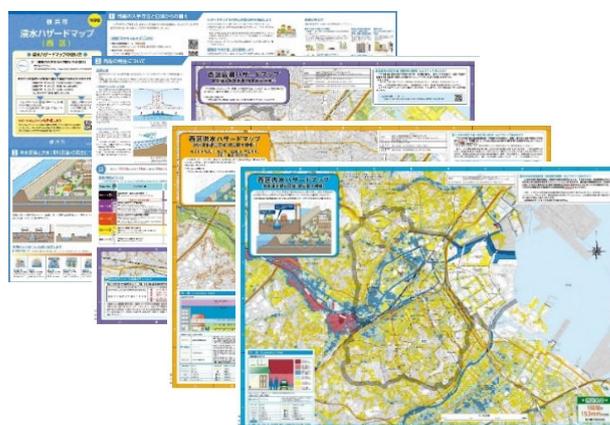


図13 浸水ハザードマップ

◆ ご意見の提出方法

1 横浜市電子申請・届出システムによるご意見提出【推奨】

横浜市電子申請・届出システムのオンライン入力フォームへアクセスし、ご入力ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1e59b8ff-943f-4b71-82f0-58925e5e5a3d/start>



2 電子メール、FAX、郵送によるご意見提出

電子メール、FAX、郵送でご提出いただく場合はご意見いただく項目、掲載ページ、居住区、年代、横浜市下水道浸水対策プラン（素案）に関するご意見である旨を明記した上でお送りください。

【送付先】

電子メール：gk-shinsuiiken@city.yokohama.lg.jp

F A X：045-664-0571

郵 送：〒231-0005 横浜市下水道河川局マネジメント推進課 宛

※郵送の場合は、令和7年2月14日（金）の消印まで有効とさせていただきます。
送料はご負担ください。

◆ 注意事項

ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭でのご意見はお受けできません。

提出の際には、居住区、年代をご記入ください。

お寄せいただいたご意見・個人情報については今回の横浜市下水道浸水対策プランの策定にのみ使用し、その他の用途には使用しません。

ご意見の概要とそれに対する市の考え方等は個人情報を除き、本市ホームページで公表する予定です。

ご意見の個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

横浜市下水道浸水対策プランは以下の場所でご確認いただけます。

- 市ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasengesuido/gesuido/bousai/keikaku.html>

- 各区役所 広報相談係

- 市民情報センター（横浜市庁舎3階）

- 下水道河川局マネジメント推進課（横浜市庁舎24階）



LIVE 映像通信システム(映像 119)について【情報提供】

1 趣旨

横浜市消防局では令和 5 年 2 月から「LIVE 映像通信システム(映像 119)」という新しい取り組みを始めています。

LIVE 映像通信システム(映像 119)とはスマートフォンを介して通報者の方と消防司令センターの間に、映像の送受信ができる仕組みです。

実際に、このシステムを活用し、傷病者の状況を司令センターで確認しながら適切な口頭指導を実施し、傷病者が社会復帰された事案もあります。

今後、地域で防災訓練を行う際は、新たな訓練メニューとして是非このシステムをご活用ください。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてチラシを送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

防災訓練で活用される場合は消防署にご相談ください。

3 防災指導の申込方法

中消防署総務・予防課予防係にお問合せください。

4 訓練の内容

消防職員立ち合いの元、「LIVE 映像通信システム(映像 119)」で通報者と消防司令センターをつなぎます。(訓練時間は 3 分程度となります)

訓練では実際の通報と同じ手順を体験していただきます。

【実際の 119 通報の流れ】



※このシステムは使用に際して事前登録、アプリ等を必要としませんが、動画の送信には通信料がかかります。

なお、119 番通報を受けた指令管制員が必要と判断した場合に案内を行います。

システムについてご不明な点は消防局司令課までお問合せください。

消防局司令課
担当 坂田 炭竈
電話 045-334-6412 /FAX 045-334-6720
メール sy-shirei@city.yokohama.jp

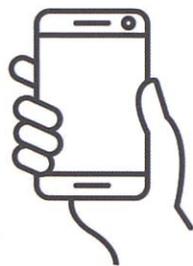
大切な人の命を守るために 映像119 始めました

 映像119とは？

 スマートフォンを利用して災害や救急現場の映像を送信できます。

 救急車が到着するまでの適切な対処方法を映像で配信します。

～救急車が到着するまでにできること～



映像119でリアルタイムに映像を送信

対処方法を映像で配信

司令室

救急車が到着するまでの間に適切な対処方法を配信します

- 熱性けいれん
- 胸骨圧迫(心マ)
- 気道異物除去

※随時追加していきます



アプリ不要



スマートフォンで
利用可能です



火事や災害の映像を
消防隊へ情報提供し
迅速的確な活動に繋がります



届いたショートメッセージに記載の
URLをタップするだけで
利用可能です



GPSを有効にすることで
位置情報が消防局に送られます

 ※システムの利用料は、通報者負担となりますのでご了承ください

横浜市消防局司令課

TEL 045-334-6725 FAX 045-334-6720 Mail sy-shirei@city.yokohama.jp



区役所へのデジタル機器の設置について【情報提供】

1 趣旨・概要

横浜市中期計画や横浜 DX 戦略に掲げた「書かない、待たない、行かない区役所」を実現するため、また、マイナンバーカードを活用したデジタルの利便性を市民の皆様により実感していただくため、住民票の写し等の証明書の取得の際に活用できるデジタル機器を区役所に設置します。

2 依頼事項

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 区役所に設置するデジタル機器

(1) 証明書発行端末機の設置

全区役所に証明書発行端末(コンビニエンスストア等にあるマルチコピー機)を設置します。この端末では、マイナンバーカードを使用し、住民票の写しや印鑑登録証明書等の証明書が、窓口よりも 50 円安く(戸籍証明は除く)、かつ、短時間で取得できます。

市民の皆様は、証明書発行端末機による証明書取得(コンビニ交付サービス)の利便性を体験いただくことで、皆様の大切な時間をお返しします。

なお、コンビニ交付サービスは、全国のコンビニエンスストア等でも御利用いただけます。

<証明書発行端末>

○設置期間：令和 6 年 11 月以降順次～令和 8 年度末(予定)

※中区は1月6日から使用開始しています。

○コンビニ交付対象証明書：

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書
戸籍証明書、戸籍の附票の写し

○手数料：250 円(戸籍証明書は 450 円)

【コンビニ交付サービス HP の二次元コード】

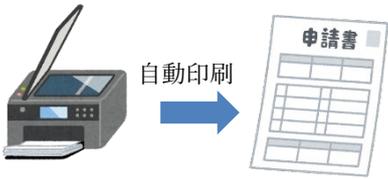


(2) 申請書自動作成システム（自動読取機）の設置

マイナンバーカードから住所・氏名等の情報を読み取り、申請書に自動転記する「申請書自動作成システム」（自動読取機）を全区戸籍課に設置しました。今年度末から申請のピークを迎えるマイナンバーカードの電子証明書の更新手続に活用し、申請書の作成時間を大幅に削減※することで、市民の皆様の御負担を軽減します。

※R 5年度に一部の区戸籍課で試行設置し、効果検証を行った結果、手書きによる申請書記入に比べ、作成時間が 50%削減

<申請書自動作成システム利用手順>

STEP 1	STEP 2	STEP 3
 タブレットパソコン	 マイナンバーカード等 申請書自動作成システム	 プリンター 申請書
申請書を選択	マイナンバーカードの読み取り	氏名、住所等が印字された申請書を自動印刷

※機器は、中区役所 1 階のマイナンバーカード窓口内部に設置（職員が操作します）

担当 市民局窓口サービス課
會田、西尾

TEL : 045-671-2177

Email : sh-miryoku@city.yokohama.lg.jp

令和7年1月17日

連合町内会長 各位

都市整備局基地対策課

根岸住宅地区の原状回復作業の状況について

日頃より横浜市政にご理解・ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年12月27日に防衛省南関東防衛局から根岸住宅地区の原状回復作業について、次のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

防衛省としましては、令和3年7月から原状回復作業（建物及び工作物の解体撤去工事）に着手し、令和6年内に工事完了を見込んでいたところ、関係機関との調整や工法の検討に時間を要するため、一部の工事が令和7年以降も継続する見込みです。

また、原状回復作業の一環として、令和7年度から埋設物の有無に係る調査を行うこととしていることから、原状回復作業の完了まで更に一定の期間を要する見込みです。

【原状回復作業の内容に関する問合せ】

南関東防衛局管理部施設管理課

TEL：045-211-7105

【資料に関する問合せ】

横浜市都市整備局基地対策課

TEL：671-2472 FAX：663-2318

山下公園通り周辺地区の今後のまちづくりについて（情報提供）

1 報告主旨

山下公園通り周辺地区は、1980 年以前に建築された建物も多く、今後のまちづくりを考える時期を迎えています。こうした機会を捉え、本地区の魅力向上と更なるにぎわいの創出を目指し、「まちづくりビジョン」の検討を進めています。

本日は、地区の現状やまちづくりの視点等について報告します。

2 配布資料

「山下公園通り周辺地区の今後のまちづくりについて」

【問合せ】

都市整備局臨海部活性化推進課

TEL : 671-4863 FAX : 045-550-3905

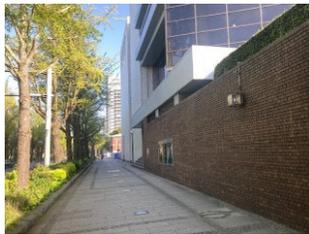
山下公園通り周辺地区の今後のまちづくりについて

1 検討状況

本地区は、横浜らしい歴史と文化を残しながら、魅力ある街並みを形成し、開港以来横浜経済の中心地として発展してきた横浜の顔ともいべき地区です。一方で、1980年以前に建築された築40年以上の建物も多く、低未利用地もあり、既存建物や土地の更新時期を迎えていくことが想定されます。

こうした機会を捉え、本地区の魅力向上と更なるにぎわいの創出を目指し、「まちづくりビジョン」の検討を進めており、地区の現状やまちづくりの視点等について整理しています。

2 地区の現状



①施設の老朽化、従前と比べてにぎわいが低下傾向



②来街者の利便性に配慮した乗降場の確保



③歩道空間が狭いため、イベント時には歩行者で混雑



④公園を含め夜間が暗い印象



⑤来街者に対し周辺地区への案内が十分でない



⑥住宅が増加する中で住環境とのバランスが必要

3 まちづくりの視点

①横浜の水際線の魅力を活かしたまちづくり

開港の歴史が感じられる街並みや、山下公園通り、山下公園など、この地区ならではの長を活かして、ウォーカブルな歩行者空間や、居心地が良い滞在環境の整備など、水際線の象徴となる景観を有したまちづくりを推進。



②今ある海辺と緑の風景と連動させた開発による新たなGREEN空間の創出

開発により生み出された緑と山下公園が連続したまとまりのあるGREEN空間を創出し、企業や市民などが集うことで、新たなにぎわいの創出や交流を促進。
 ・屋上庭園や農園等の自然を生み出し、環境に関する学び場の提供など、自然と触れ合える機会を創出。



③国内外から人や企業を惹きつける多彩な機能の導入

この場所で、「働きたい」「飲食しながら楽しみたい」「新たな体験をしたい」「滞在したい」と思える多彩な機能を誘導することで、このエリアの新たな魅力や人々の交流を生み出す機会を創出。



④来街者を迎え入れる結節点としての機能強化

鉄道駅や客船ターミナルからの来街者に、地域の魅力を伝えるインフォメーション機能や、空港・観光地・周辺地域等をつなげる交通乗降機能を充実させるなど、来街者を迎え入れる結節点としての機能強化を図る。



⑤脱炭素化・災害への対応に向けた取組の推進

建物での再生可能エネルギーの活用を推進するとともに、街区全体でエネルギーの効率化や循環できる仕組みを導入するなど、脱炭素化を推進。
 ・地震による液状化や津波等の災害に対して、避難施設の整備や来街者への災害時の情報発信等を充実。



4 今後の進め方

地権者、地域、市民の皆様の意見を伺いながら、まちづくりの方向性を検討し、令和7年春頃を目途にビジョン案をとりまとめていきます。

水道局と偽る不審者について【情報提供】

1 趣旨

水道局関係者と装い家庭を訪問する不審者情報が増加しております。
つきましては、別添「横浜市水道局からのお知らせ」等をご確認いただき、自治会町内会において不審者への注意喚起にご協力くださるよう、お願い申し上げます。
なお、マンションの自治会町内会長様におかれましては、管理人様への情報共有もお願いいたします。

2 不審者との接触等があった場合の対応について

下記の「水道局お客さまサービスセンター」までご連絡ください。また、身の危険を感じるようなケースは警察へご相談ください。

【水道局お客さまサービスセンター】

TEL : 045-847-6262

※ 24 時間 365 日受付を行っています。

3 別添資料

- 横浜市水道局からのお知らせ
- 最近の不審者の事例・横浜市水道局の受託事業者（株式会社清光社）のご紹介

水道局中村水道事務所
担 当 鈴木
電 話 045-252-3815 /FAX 045-241-2573
メール su-nakamuraryokin@city.yokohama.jp

横浜市水道局からのお知らせ

水道に関することで訪問があった場合は、必ず身分証の提示を求めてください



水道局の職員や委託事業者などの水道局関係者を装い、水道局から指示や依頼を受けていると言って、ご自宅へ訪問する不審者や、不審な電話、不審なメールが送られてきたという情報が多数寄せられています。

不審な電話の後、水質検査をすると訪問があり、検査後に「水質が良くない」と言われ、水道管の洗浄を勧められたため洗浄をしてもらったところ、高額な請求をされた事例も発生しています。

何か不審な点がある場合には、家の中に入れたり、すぐに契約や金銭の支払い等はせず、水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。不審なメールが届いた場合には、メールを開かずに削除してください。

水道に関する問合せは、
24時間365日いつでも

水道局お客さま
サービスセンターへ

水道料金のお支払いには口座振替・
クレジットカード払いをご利用ください

はちよんなな

tel 045-847-6262

fax 045-848-4281

おかけ間違いのないようご注意ください

注意

水道局関係者を装った

不審な訪問や電話、メールに

ご注意ください



水道局では、次のようなことはしていません

依頼していない
水質検査や配管などの調査

浄水器などの
訪問販売、レンタル、あっせん

家の中の水道管の修理や
調査、高額な作業代金の請求

Eメールでの
料金未払いのお知らせ

不審な点があれば
水道局お客さまサービスセンター はちよんなな 045-847-6262
おかけ間違いのないようご注意ください



横浜市水道局



『横浜市水道局

不審者』で検索

最近の不審者の事例

家に上がろうとするのは要注意です！
例えば、



横浜市水道局のビッキーと言います！

後日検針に来るので、その時はよろしくね、、、ヒヒヒ、、、。



悪ビッキーです、、、ヒヒヒ、、、。あまり警戒していなかったぞ、、、！

漏水調査に来たので、家の中を見ますね、、、ウヒヒ、、、。

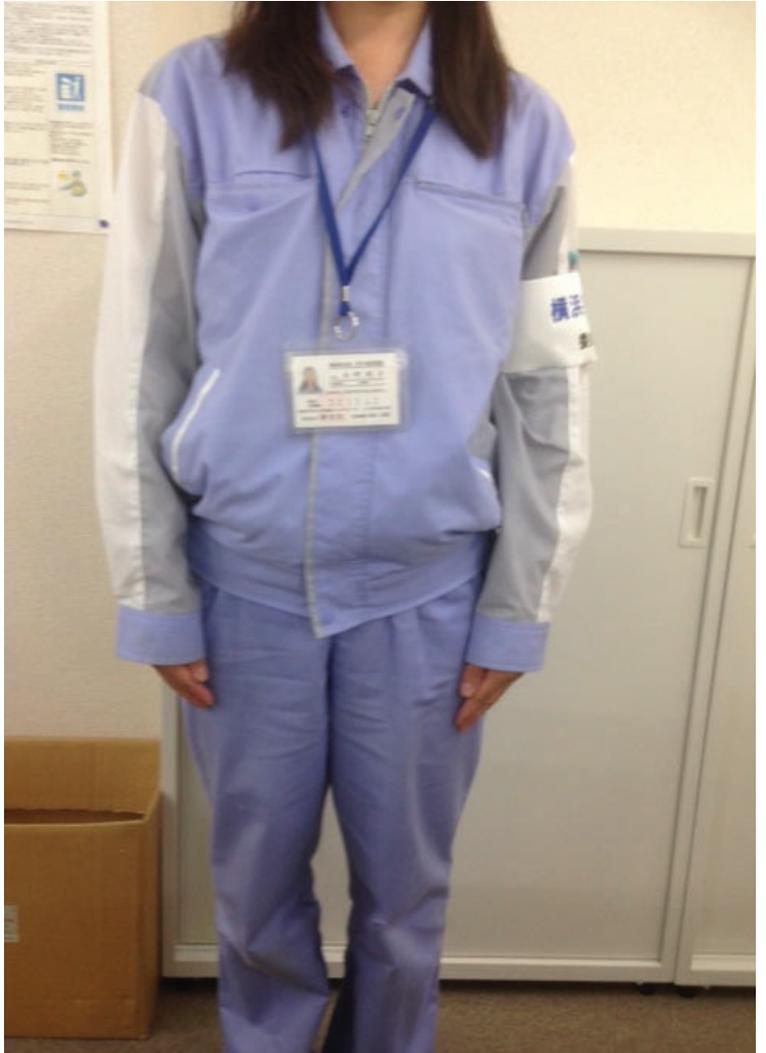


ふむふむ。靴は4足で、洗面所には子供用のコップか、、、。家族構成は、、、フフフ、、、！

《どうやって不審者を見分ければ良いの?》

受託事業者の清光社(せいこう
しゃ)が伺います!
ユニフォーム、腕章、身分証でチ
ェック!





清光社の検針や開栓手続等へのご協
力をよろしくお願いします！



《漏水等の早期発見にもつながります!!
マンション管理人さん等へのご周知も
よろしく願いいたします!!》

まずはインターフォンで身元確認！
身元確認は失礼ではありません！！
身の危険を感じたら警察へ！！



これからも水道局をよろしく願いいたします！

令和7年1月19日

自治会町内会長 各位

中区福祉保健課長 倉田 真希

中区民生委員児童委員協議会広報誌「中区民児協だより第17号」の
配付について（依頼）

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、民生委員・児童委員の活動について御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、この度「中区民児協だより第17号」を発行いたしました。

民生委員の活動（第一北部、本牧・根岸、新本牧、主任児童委員）の紹介、施設見学研修の時の写真や見学の報告、区会長から一言等が掲載されています。

さらに、1面の二次元コードを読み取っていただくと、中区民生委員・児童委員協議会のホームページに遷移し、他区の広報等をご覧いただけるつくりとなっております。

つきましては、地域の皆様に民生委員・児童委員の活動について御理解と御協力をいただくため、ご一読いただければと思います。

なお、冊子追加希望がありましたら中区福祉保健課運営企画係担当（224-8151）までお問合せいただきますようお願いいたします。

【送付物】 中区民児協だより 第17号（単会に1部ずつ送付しております。）

担当 中区民生委員児童委員協議会事務局
（中区福祉保健課運営企画係）

中尾・工藤

TEL：224-8151 / FAX：224-8157



NAKA-KU

中区民児協だより



施設見学研修：吉沢学園にて

～施設見学研修の報告～

研修当日は、前日の夜から雨が続き、悪天候の中での出発となりましたが、研修先に到着する頃には雨も止み安堵いたしました。

訪問させていただいた「吉沢学園」は、知的障害の方を対象とした、指定障害者支援施設です。学園の方から案内・説明を受ける中で、地域の理解・協力を得る大変さ、従事されている方の仕事の大変さに頭が下がりました。

様々な機関の理解・協力がなければ、事業所を運営することは難しいことを知り、入所を待っている沢山の方がいると思うと心が痛みます。当事者の家族にとって、このような施設の存在は心強いと感じました。



館内見学の様子

また研修全体を通じて、他地区・区役所の方々とお話することができる貴重な機会となり、参加して良かったとの声が多く聞かれました。

私たち民生委員も地域とのつながり・関係機関との情報共有を図りながら、「助け」のお手伝いができるよう、努めていけたらと思います。

第六地区会長 長沼 敏恵



施設紹介ビデオの上映

～区会長から一言～

楽しく豊かな日々を過ごしたい・・・地域に住む誰もが思うことです。地域に暮らすこどもから高齢の方まで、それぞれに心配事があります。

例えば、小学生などでは友達と上手く関係が持てないこと、子育て中の方ではこどもの成長、高齢の方ではご自身の健康についてなどです。

心配事を抱えつつも、何とか日々過ごしているのは、温かい地域だからではないでしょうか？

悩んだとき、困ったときに助けてと言えること、気づき手を差し伸べること、手を差し伸べなくても気にかけていることが大切なのだと思います。

人と人がつながることは、面倒なようで楽しい発見もあります。さらに温かな住みやすい地域にするために、民生委員・児童委員は活動しています。

令和7年12月1日は一斉改選があります。一人一人がお節介・節度を持って介する・・・になり、一緒に温かな地域づくりを目指してみませんか？

中区民生委員・児童委員協議会会長
梁田 理恵子



中区民生委員
児童委員
協議会副会長
鈴木 聖一
(新本牧地区)

中区民生委員
児童委員
協議会会長
梁田 理恵子
(石川・打越地区)

中区民生委員
児童委員
協議会副会長
堀内 和子
(第二地区)

～編集後記～

民児協だより第17号を発行致しました。前号に引き続き、民生委員や主任児童委員の普段の活動内容を掲載してきました。中区には13もの地区協議会があり、各々の地域特性を生かし、常に区民の皆様に寄り添い「良いお節介焼き」をモットーに活動している様子をご覧頂けたでしょうか？

次年度は3年に1度の一斉改選があります。記事を見て「私も地域のお役に立てるかも」と思われたら、是非一緒に活動しましょう。

中区民生委員児童委員協議会 広報部会
鈴木 聖一(部会長：新本牧地区) 倉石 尋子(関内地区) 宇田 成子(第四北部地区)

～小さな気づき 寄り添う心 頼れる地域の「つなぎ役」～ 私たち、民生委員・児童委員です！



▲中区民生委員・児童委員
ホームページ

民生委員は地域の身近な相談役として活動しているよ！令和7年12月1日は民生委員の一斉改選があるんだ。民生委員について詳しく知りたい方は左の二次元コードを読み取ってね！



横浜市版民生委員・児童委員キャラクター
「よこはまミンジー」

第一北部

『心に寄り添った活動を目指して』

第一北部地区では、小さいお子さんからご高齢の方まで、住み慣れた地域で多様なつながりを持ち、安心して暮らせることを願い、活動を続けています。

定例会を毎月最終週の月曜日に行っています。各町内で起きている具体的な事例(認知症の方、ご高齢の方の困りごと)を共有し、必要に応じて町内会・区・地域ケアプラザとの連携・相談を行っています。

地区社協主催で年8回実施している「ふれあい給食」では、各委員が担当町内の参加者のお誘いから名簿作り・当日の受付・調理に携わっています。



ふれあい給食の献立

主任児童委員が主体となり、野毛地区センターで「親子のひろば」を3か月に1度開催し、保護者とお子さんがホッとできる場を提供しています。また、本町小学校や横浜吉田中学校、老松中学校の各種行事への出席、クラウン保育所の運営委員を担うなど、学校関係とのつながりも進めています。

第一北部地区会長 山口 徳江



給食前に本町小学校3年生の発表を見ている参加者達

新本牧

『ヤシの木カフェ』

新本牧地区では、自治会町内会のない集合住宅(特にUR)の居住者を対象に、区社協・ケアプラザの協力のもと、全世代型のサロンを昨年12月から偶数月に開催しています。

災害対策や高齢者の見守り等が、他地区と比べ少ないと感じ、コミュニティ形成の一翼を担うために、地区民児協と地区社協のチカラで応援しようと立ち上げました。



「一足早い夏の縁日」すいか割りの様子

これまでに、高齢者向けには美味しいコーヒーを振る舞い「生活の悩み事相談会」を、全世代向けには「防災フェスタ」「一足早い夏の縁日」等を実施し、多くの方々にご参加いただきました。

どの催し物も和やかな雰囲気の中、盛り上がりを見せています。

新本牧地区会長 鈴木 聖一



「防災フェスタ」能登地震の被災地支援の講話

本牧・根岸

『つなげよう小さな気づき』



赤い羽根共同募金 イオン本牧店前での活動

本牧・根岸地区は、閑静な住宅街と埋立地の埠頭や工場・精油所があり、平地や山坂といった特徴的な地形、三溪園などの観光名所を有する地域です。

地区の活動は、常日頃からの見守り・相談支援、子育てサロンやひとり暮らし高齢者向けの食事会の開催、親睦を深めるための年に1度のバス旅行等があります。

また赤い羽根共同募金や、区内の障害者団体のおまつり(ポレポレまつり)に参加し、リンゴのコンポートを作り売上进行を寄付しました。

地区内2か所のケアプラザのおまつりにも参加させていただき、民生委員・関係機関・地域の方とのつながりを大切に、活動の中での気づきを、関係機関につなげています。

本牧・根岸地区会長 柴田 良子



ポレポレ祭りでのリンゴのコンポート販売ブース

中区主任児童委員連絡会

『子育て世帯が安全・安心に暮らせるように見守ります』

児童福祉関係機関や学校との連携、地区担当保健師やスクールソーシャルワーカー等との情報交換の実施など、地域での児童の健全育成活動や、母子保健活動の推進などの支援を行っています。

地域には様々な事情を抱えた方がいます。担当民生委員・児童委員等と個人情報を守りつつ情報共有しながら、子育て世帯が安全・安心に暮らせるように見守っています。

連絡会では、親子で気軽に参加できるサロン「親子のひろば」を区内3か所で開催するほか、地域の子育てサロンなどにも携わっています。親子でゆったり、ホッとできる空間となるように心がけています。



スクールソーシャルワーカーとの情報交換

地域で生活し、見守りをしているからこそ、間近で健やかな成長がみられ、それがとてもうれしく、私たちの活動のエネルギーにもなっています。

子育てに不安やお悩みの方は、お気軽に地区の民生委員・児童委員、主任児童委員をお尋ねください。少しでも皆さんのお力になれるようサポートします。

中区主任児童委員連絡会代表 長谷川 由美



親子のひろばの様子

災害時要援護者支援研修の御案内

災害が起きたとき、避難が遅れ大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、乳幼児や妊婦、外国人など何らかの手助けを必要とする方（災害時要援護者）です。災害時要援護者が災害から身を守るためには、本人、家族などによる十分な事前準備「自助」が必要です。そして、発災時に災害時要援護者の方々の安否確認や避難支援等が迅速に行われるために、「共助」の果たす役割がとても重要となります。その「共助」の力を発揮するには、平常時から災害時要援護者との顔の見える関係づくり、地域で支え合う体制づくりをしておくことが必要です。日頃からの地域との関係作りが防災力の向上につながり、いざという時の助け合いにつながります。

つきましては、地域で進める災害時要援護者支援について、能登半島地震被災地で活動している外部講師をお招きして研修会を実施します。自治会町内会の皆様はもちろん、災害時要援護者支援に御興味のある皆様の御参加をお待ちしています。

1 日時

令和 7 年 3 月 3 日（月） 10 時 00 分から 12 時 00 分まで

2 場所

中区役所 7 階会議室

3 定員

約 70 名（先着順）

4 研修内容

- (1) 災害時要援護者に配慮した地域防災拠点運営 HUG 訓練(グループワーク形式による図上訓練)
- (2) 過去の災害における災害時要援護者への対応事例

5 講師

特定非営利法人 Hand Over Japan 代表理事 佐藤 純 氏



○講師プロフィール

災害医療関連のさまざまな経験を活かし、各地で講演を行っています。また、特定非営利法人 Hand Over Japan の代表理事として、緊急時や災害時における避難所支援・医療救護支援・在宅避難者支援などの活動を行っています。

6 申込み

横浜市電子申請・届出システムからお申込みいただくか、別添「参加申込書」を FAX またはメールにて中区総務課まで御提出ください。

お申し込みは令和7年2月25日(火)までをお願いいたします。

- (1) 横浜市電子申請・届出システム（下記 URL 及び2次元コードよりアクセスしてください。）

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a83f35e6-14a5-43e6-a27a-d6f8df07ab94/start>



- (2) メール：na-bousai@city.yokohama.lg.jp

- (3) F A X：224-8109

担当：中区役所総務課 掛川・市川

TEL：224-8112 FAX：224-8109

E-mail：na-bousai@city.yokohama.lg.jp

中区役所総務課 宛て

F A X 0 4 5 - 2 2 4 - 8 1 0 9

E メール na-bousai@city.yokohama.lg.jp

災害時要援護者支援事業研修参加申込書

1 参加者（氏名・団体名）

2 連絡先（電話番号）

3 研修会において、講師にお聞きになりたい事項がありましたら、
御記入ください。

締切：令和7年2月25日(火)までをお願いします。

令和7年1月17日

自治会町内会長 各位

中区地域振興課長

中区「地域活動に役立つ！デジタル活用講座」について

日頃より中区政に御理解・御協力いただき、深く御礼申し上げます。

自治会町内会や各種委嘱委員等の皆さまの活動に役立つデジタル活用について、講座を実施いたします。お誘い合わせの上、ぜひご来場ください。心よりお待ちしております。

1 講座名

中区「地域活動に役立つ！デジタル活用講座」

2 日時

令和7年2月28日（金）18時30分から20時00分

3 会場

中区役所7階会議室（メイン会議） 定員100人

中本牧コミュニティハウス2階（サブ会場） 定員50人

※2つの会場をオンラインでつなぎますので、どちらでも御参加いただけます。

4 内容

(1) 講義

「デジタルを活用すると便利になる！」身近な事例をご紹介します。

(2) 座談会

既にデジタルを活用している自治会町内会から担当者をお招きして、導入の経緯やメリットや課題などを座談会方式でお話しいたします。

また、デジタルが苦手という方にも御登壇いただき、「そもそも」のレベルでお話しいたします。

(3) 支援ツールの紹介

相談窓口やアドバイザー派遣、街の先生など、役立つ情報をご紹介します。

5 参加方法

事前のお申し込みは不要です。直接、会場にお越しください。

※裏面の会場案内図も合わせてご確認ください。

※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

【お問い合わせ】

地域振興課 地域力推進担当（都築・土屋・田中）

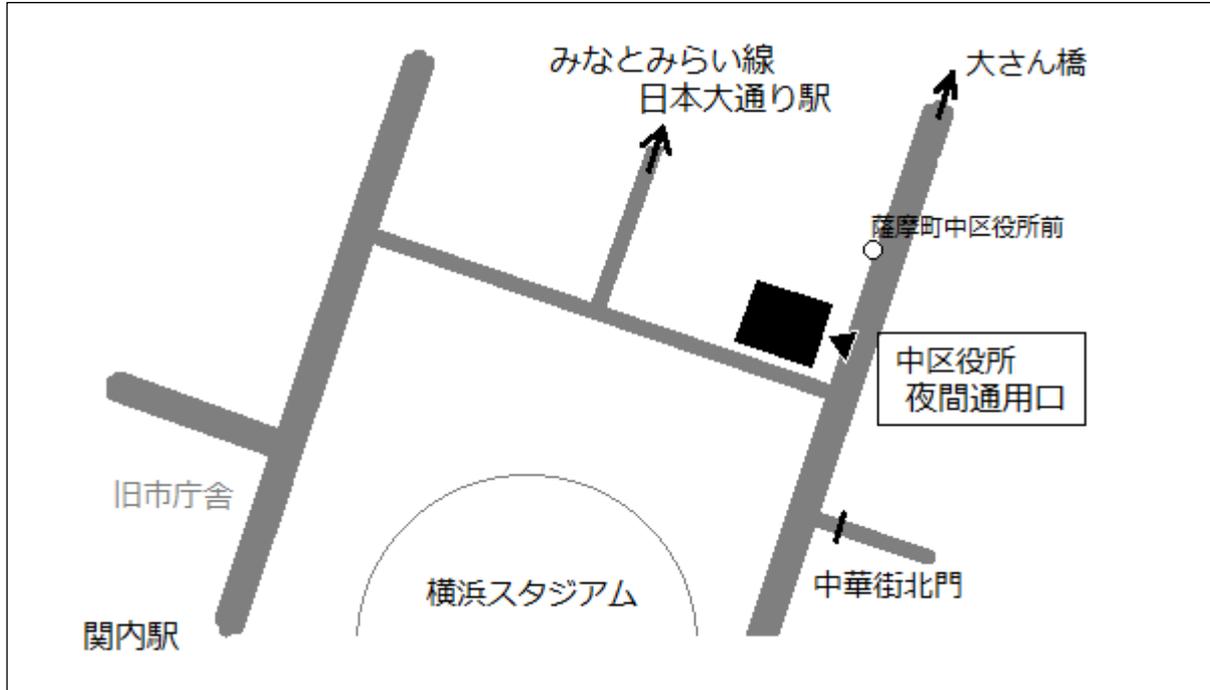
TEL 224-8136 FAX 224-8215

E-mail: na-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

会場案内図

中区役所（メイン会場）

※ 夜間通用口からお入りください。



中本牧コミュニティハウス（サブ会場）

横浜市中区本牧町 2-35 1

TEL : 045-623-8483 FAX : 045-622-5517

<https://www.nakahonmoku.com/>

